3　利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度又は電界強度の測定設備

⑴　測定場

ア　一〇kHz以上三〇MHz未満の周波数の測定に使用する測定場は、周囲に電波を発射する物体がなく、かつ、長径二〇メートル、短径一七・三メートルのだ円の範囲内に測定の障害となる金属物体（測定の再現性を向上させるために大地面に敷設する金網等を除く。）が無い平たんな場所又は電波吸収体や電波の透過性の良い材質による覆いが施設された金属基準大地面付きの測定場であること。

イ　三〇MHz以上一、〇〇〇MHz以下の周波数の測定に使用する測定場は、次の条件を満足すること。

㈠　アの条件を満足すること。

㈡　第一の一の３⑴イ㈠に同じ。

⑵　測定用空中線

第一の一の３⑵に同じ。

4　測定用治具

第一の一の４に同じ。

5　供試装置の構成と配置

⑴　供試装置は、一次側コイル部、電源及び制御を行う部分から構成される送電装置並びに二次側コイル部、整流及び制御を行う部分から構成される受電装置で構成し、車体の電磁効果を模擬するため、一・二メートル×一・二メートル以下の大きさの鉄板を用いること。

⑵　供試装置を電波暗室のターンテーブル上に納めることが困難な場合は、あらかじめ想定される水平面内の最大放射方向に、一〇メートル離した位置に測定用空中線を設置すること。

⑶　供試装置は、絶縁体の上に設置すること。なお、絶縁体の代わりに、樹脂製等のパレット（T11パレット等）上に設置することができる。

6　供試装置の動作条件

供試装置の典型的な使用形態の範囲内で、当該装置の構成と配置を変化させ、妨害波レベルを最大にすること。

二　高周波出力の測定方法は、次のとおりとする。

高周波出力は、一次側コイルへの出力端で確認する。ただし、当該位置で確認することが困難な場合には、装置の入力端において確認することができる。

三　電源端子における妨害波電圧の測定方法は、次のとおりとする。

1　電源端子における妨害波電圧の測定は、一の２⑴の条件を満足する測定場において、供試装置を動作状態にし、次のとおり行う。

測定には、供試装置、高周波電源部及び擬似電源回路網並びに測定用受信機を用いること。

⑴　別図第六号のとおり、供試装置のうち、送電装置は、金属基準大地面上の絶縁体（厚さ〇・一五メートル以下）の上に設置し、受電装置は、測定用固定治具の下面に二次側コイルを取り付け、測定用固定治具上に整流部を設置する。電池の代替としての模擬負荷は、測定用固定治具上に設置する。測定用固定治具は、金属基準大地面より絶縁する。送電装置と対向する受電装置の設置条件は、基本位置とすること。

⑵　供試装置は金属基準大地面上に設置すること。この場合において、金属基準大地面とは絶縁すること。その他の条件は、通常の使用状態に一致させ、他の金属基準大地面から少なくとも〇・八メートル離して設置すること。

⑶　擬似電源回路網の基準接地端子は、できる限り短い導線を用いて金属基準大地面に接続すること。

⑷　電源線及び接続ケーブルを金属基準大地面に対して実際の使用状態と同じになるように配置すること。

⑸　供試装置に接地用端子が備わっている場合には、できる限り短い導線を用いて擬似電源回路網の接地端子に接続すること。

⑹　機器配置において、ターンテーブル上に機器を展開できるようにするため、長い接続ケーブルを用いることができる。

⑺　測定設備に供給される商用電源に重畳する雑音は、一〇kHz以上三〇MHz以下の周波数範囲で十分遮断されていること。

2　一五〇kHz以上三〇MHz以下の妨害波電圧の測定方法は、次のとおりとする。

測定には、供試装置及び擬似電源回路網並びにスペクトル分析器を用いること。また、供試装置の一次側コイル及び二次側コイルの離隔距離及び水平面の位置関係は、基本位置とすること。

⑴　電源を投入し、待機状態にする。

⑵　スペクトル分析器をピークホールドモードとし、測定対象の周波数範囲にわたり掃引し、妨害波の存在を探索する。許容値から一〇デシベル以上下回らない場合において、スペクトルのピークが検知されたそれぞれの周波数を記録する。

⑶　スペクトルのピークが記録された周波数ごとに、測定用受信機を準尖頭値測定モード及び平均値測定モードにし、それぞれ妨害波電圧を測定する。

⑷　非接触給電状態で、⑵及び⑶を行う。

四　利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度又は電界強度の測定方法は、次のとおりとする。

1　利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度又は電界強度の測定は、第一の一の３⑴を満足する測定場において、供試装置を動作状態にし、以下のとおり行う。

測定には、供試装置及び高周波電源部を用いること。これらの装置類に対する電源供給は、高域除去電源フィルタを介して行うこと。

⑴　測定場のターンテーブル上に供試装置のうち送電装置を設置すること。供試装置と金属基準大地面の間には絶縁体（厚さ〇・一五メートル以下）を置くこと。送電装置と対向する受電装置は、測定用固定治具の下面に二次側コイルを取り付け、測定用固定治具上に整流部を設置すること。電池の代替として模擬負荷を受電装置に接続し、測定用固定治具上に設置すること。測定用固定治具も金属基準大地面より絶縁すること。送電装置と対向する受電装置との離隔距離及び水平面の位置関係は、基本位置とすること。

⑵　電源線及び接続ケーブルは、金属基準大地面に対して実際の使用状態と同じになるように配置し、測定結果に影響が発生しないようにすること。また、供試装置に接地用端子が備わっている場合には、できる限り短い導線を用いて接地すること。

⑶　送電装置が一次側コイル、電源及び制御を行う部分並びにそれらを接続する接続ケーブルからなる場合、接続ケーブルの配置は、次のとおりとすること。

ア　接続ケーブルは、それぞれの装置の仕様に定める型式及び長さとし、長さを変えることができる場合には、磁界強度又は電界強度の測定において最大となる妨害波を発生する長さとすること。

イ　測定結果には、ケーブル及び装置の配置を記述した書面を添付し、測定結果を再現できるようにすること。また、使用条件が定められている場合には、併せて記述すること。

⑷　供試装置が送電装置のみ又は受電装置のみの場合、あらかじめ準備した供試装置に対応した受電装置と互換性を有する測定用受電装置又は送電装置と互換性を有する測定用送電装置と組み合わせて測定を実施すること。その場合、測定条件を明確に測定結果に記載すること。

⑸　供試装置を電波暗室のターンテーブル上に設置することが困難な場合は、あらかじめ想定される水平面内の最大放射方向に、一〇メートル離した位置に測定用空中線を設置すること。

⑹　測定設備に供給される商用電源に重畳する雑音は、一〇kHz以上三〇MHz以下の周波数範囲で十分遮断されていること。